

学校法人桐丘学園寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第 一 条 この法人は、学校法人桐丘学園と称する。

(事 務 所)

第 二 条 この法人は、事務所を群馬県みどり市笠懸町阿左美六〇六番七 桐丘学園内におく。

第二章 目的および事業

(目 的)

第 三 条 この法人は、教育基本法および学校教育法ならびに私立学校法に基づき学校教育を行ない、社会に出て役立つ人材を育成することを目的とする。

昭和二十六年	二月二十一日	施 行
昭和二十七年	十月三十日	一 部 改 正
昭和三十八年	一月二十一日	一 部 改 正
昭和四十六年	四月 一 日	一 部 改 正
令和 二 年	四月 一 日	一 部 改 正

(設置する学校)

第 四 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次にかかげる学校を設置する。

- 一、桐 生 大 学 医療保健学部 看護学科、栄養学科
- 二、桐生大学短期大学部 生活科学科、アート・デザイン学科
- 三、桐生第一高等学校 全日制課程 普通科、調理科
- 四、桐生大学附属中学校
- 五、桐生大学附属幼稚園

(附帯事業)

第 四 条 の 二 この法人は、学校教育に附帯する事業として次に掲げる事業を行う。

- 一、桐生大学附属保育園の運営
- 二、社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）第二条第三項第二号のうち、一時預かり事業

(収益事業)

第 四 条 の 三 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一、電気業

第三章 役員および理事会

(役員)

第五条 この法人に、次の役員をおく。

- 一、理事 六人以上九人以内。
- 二、監事 二人または三人。

2 理事のうち一人を理事長とし、理事総数（現に在任する理事および任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）の過半数の互選により選任する。

3 理事長において必要があると認めたときは、常任理事一人を理事総数の過半数の議決をもって選出し、理事長がこれを委嘱することができる。常任理事の職を解任するときは、同様とする。

(理事の選任)

第六条 理事は、次の号にかかげる者とする。

一、桐生大学学長、桐生大学短期大学部学長、桐生第一高等学校長、桐生大学附属中学校長、および桐生大学附属幼稚園長のうちから三人以上五人以内。

二、評議員のうちから互選により選任された者一人。

三、前各号に規定する理事の過半数により選任された者二人以上三人以内。

2 前項第一号および第二号に規定する理事は、大学学長、短期大学部学長、高等学校長、中学校長、幼稚園長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第七 条 監事は、この法人の理事、職員（大学学長、短期大学部学長、高等学校長、中学校長、幼稚園長、教員、その他職員を含む。以下同じ。）、評議員または役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第八 条 役員（第六条第一項第一号および第二号に規定する理事を除く。以下、この条において同じ。）の任期は、四年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長または常任理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第九 条 理事または監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第十 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した

理事会において、理事総数の三分の二以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。理事長の職を解任するときも、同様とする。

一、法令の規定またはこの寄附行為に違反したとき。

二、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三、職務上の義務に違反したとき。

四、この法人の役員たるにふさわしくない非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

一、任期の満了。

二、辞任。

三、死亡。

四、私立学校法第三十八条第八項第一号または第二号にかかげる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第十一条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（常任理事の職務）

第十二条 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

（理事の代表権の制限）

第十三条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第十四条 理事長に事故があるときは、または理事長が欠けたときは、常任理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

2 理事長において必要があると認められた場合、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

第十五条 監事は、次の各号にかかげる職務を行う。

- 一、この法人の業務を監査すること。
- 二、この法人の財産の状況を監査すること。
- 三、この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四、この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会および評議員会に提出すること。
- 五、第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること。
- 六、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。

七、この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第十六条 この法人に、理事をもつて組織する理事会をおく。

2 理事会は、学校法人の業務を話し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から、会議に附議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会の招集は、各理事に対し会議開催の場所、日時および会議に討議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項および本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができ。

7 理事会に議長をおき、理事長をもってあてる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第二項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第十三項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りでない。

11 前項の場合において、理事会に附議される事項につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、前項の出席者とみなし、議決数に計上する。

12 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（業務の決定の委任）

第十七条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に附議しなければならない事項その

他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第十八条 議長は、理事会の開催場所、日時、議決事項およびその他の重要事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長およびあらかじめ議長が指名した出席理事二名以上が署名押印の上、事務所に備えておかなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(主事)

第十九条 この法人の庶務会計の事務を処理するために、主事をおくことができる。

2 主事は、理事長が任免する。

第四章 評議員および評議員会

(評議員)

第二十条 この法人に十三人以上十九人以内の評議員をおく。

(評議員会)

第二十一条 評議員は、評議員会を組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数（現に在任する評議員および任期満了後なおその職務を行う評議員の総数をいう。以下同じ。）の三分の一以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員に対し、会議開催の場所、日時、および会議に附議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 5 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項および本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 6 評議員会に議長をおき、理事長がこれにあたる。
- 7 評議員会には、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第十一項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 8 前項の場合において、評議員会に附議される事項につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、前項の出席者とみなし、議決数に計上する。
- 9 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 議長は、評議員として議決に加わることはできない。

11 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第二十二條 第十八條第一項および第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同條第二項中「あらかじめ議長が指名した出席理事二人以上」とあるのは、「あらかじめ議長が指名した出席評議員二名以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十三條 次にかけらる事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一、 予算および事業計画。
- 二、 事業に関する中期的な計画。
- 三、 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分。
- 四、 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準。
- 五、 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄。
- 六、 寄附行為の変更。
- 七、 合併。
- 八、 目的たる事業の成功の不能による解散。

九、 収益事業に関する重要事項。

十、 寄附金品の募集に関する事項。

十一、その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(評議員会の意見具申等)

第二十四条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくははその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十五条 評議員は、次にかかげる者とする。

一、この法人の職員のうちから理事会において選任された者二人または三人。

二、この法人の設置する学校(この法人の前身者が設置した学校を含む。)を卒業した年令二十五年以上の者のうちから理事会において選任された者二人。

三、この法人の理事長、桐生大学学長、学部長、桐生大学短期大学部学長、桐生第一高等学校長、または主事、桐生大学附属中学校長、桐生大学附属幼稚園長のうちから三人以上七人以内。

四、この法人の理事(第六条第一項第二号の理事を除く。)のうちから、理事の互選により定められた者一人。

五、この法人に係る学識経験者で前四号に規定する評議員の過半数により選任された者五人以上六人以内。

2 前項第一号、第三号および第四号に規定する評議員は、この法人の職員、理事長、大学学長、学部長、短期大学部学長、高等学校長（または主事）、中学校長、幼稚園長および理事の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（任期）

第二十六条 評議員（前条第一項第一号、第三号および第四号に規定する評議員を除く。）の任期は、四年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（評議員の解任および退任）

第二十七条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二、この法人の評議員たるにふさわしくない非行があつたとき。

2 評議員は次の事由によつて退任する。

一、任期の満了。

二、辞任。

三、死亡。

第五章 資産および会計

(資産)

第二十八条 この法人の資産は、財産目録記載事項のとおりとする。

(資産の区分)

第二十九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産および収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産および将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品について寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産または収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第三十条 基本財産は、処分することができない。ただし、やむを得ない事情のために、理事会において、理事総数の三分の二以上の議決を得、かつ、評議員会の承認を経た場合は、

その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第三十一条 基本財産および運用財産中の積立金は、确实な有価証券を購入し、または确实な信託銀行に信託し、または确实な銀行に定期預金とし、もしくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第三十二条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生じる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第三十三条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）および収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算、事業計画および事業に関する中期的な計画）

第三十四条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、五年以上十年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第三十五条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならぬ。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算および実績の報告)

第三十六条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し監事の意見をもとめるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了二月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部または全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

第三十七条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿(理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を事務所に備えおき、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第三十八条 この法人は、次の各号にかかげる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一、寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容。
- 二、監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容。
- 三、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容。
- 四、役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準。

（役員報酬）

第三十九条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第四十条 この法人の資産総額変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第六章 解散および合併

(解散)

第四十二条 この法人は、次にかかげる事由によって解散する。

- 一、理事会における理事総数の三分の二以上の議決および評議員会の議決。
- 二、この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決。

三、合併。

四、破産。

五、文部科学大臣の解散命令。

- 2 前項第一号にかかげる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号にかかげる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十三条 この法人が解散した場合（合併または破産による解散を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決によって選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第四十四条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十五条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得、かつ文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 補 則

(書類および帳簿の備付)

第四十六条 この法人は、第三十七条第二項の書類のほか、次の各号にかかげる書類および帳簿を、常に事務所に備えおかなければならない。

- 一、役員および評議員の履歴書。
- 二、収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類。

三、その他、必要な書類および帳簿。

(公告の方法)

第四十七条 この法人の公告は、桐丘学園の掲示場に掲示する。

(責任の免除)

第四十八条 役員が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によつて免除することができる。

(責任限定契約)

第四十九条 理事（理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事またはこの法人の職員でないものに限る。）または監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金十万元以上であらかじめ定められた額と私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第五十条 この寄附行為施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管

理および運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この法人設立当初の役員は、次のとおりである。

理事長	長	沢	義
理事	長	沢	義
理事	長	八	重
理事	斎	藤	長
理事	前	原	一
理事	青	木	専
監事	前	原	準
監事	前	原	一
監事	中	曾	根
監事	都	太	郎

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和六十二年十二月十八日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年三月二十四日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成二年十二月二十一日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成八年十二月十九日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成九年八月一日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十二年十一月二十一日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十四年十二月十三日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十八年三月三十一日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十九年十二月三日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十一年三月二日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

平成二十二年十二月一日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十六年十一月二十七日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成二十七年九月二十八日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十九年十一月二十日）から施行する。

附 則

令和二年二月十八日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。